

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）

令和8年1月 日

（名称）小樽市地域公共交通活性化協議会

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和7年度 小樽市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

小樽市における高齢化率は41.8%（R7.3末現在）となっており、全国平均29.3%（R7.4.1現在）と比べて高い状況にあるが、今後もさらなる高齢化の進行が想定されている。

このため、市民の誰もが、高齢になっても安心して円滑な移動ができるような公共交通の環境整備が求められている。

本市地域公共交通網形成計画においても、公共交通車両などのバリアフリー化の推進により、全ての市民の生活を支える公共交通の形成を目指していることから、バリアフリー車両を導入することで、高齢者をはじめとして、障がい者や歩行困難者等、誰もが利用しやすい環境を整備することを目的とする。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

国は「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」の第4次バリアフリー整備目標の最終とりまとめにおいて、令和12年度までに乗合バス車両のバリアフリー化率（ノンステップバス）を約90%、ユニバーサルデザインタクシーの導入率を各道府県における総車両数の約25%とする目標を掲げているが、本市における導入率は、ノンステップバス約33%、UDタクシー約10%（令和7年11月現在）となっている。

今後は、国の掲げる目標を踏まえ、利用状況や需要を勘案しつつ、公共交通車両のバリアフリー化の推進を図っていく。

令和7年度については、ノンステップバスを4台、ユニバーサルタクシー車両を10台導入することを目標とする。

（2）事業の効果

高齢者をはじめ、障がい者や歩行困難者等、誰もが利用しやすいバリアフリー車両を導入することにより、通院や買い物等のための移動における負担が軽減され、市民の移動の円滑化を図ることができる。

また、公共交通機関の利用環境の改善により利便性が向上し、利用者が増加することで、公共交通事業者の収支改善が図られ、市内公共交通の維持に寄与する。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）

① ノンステップバスの導入

【小樽市合計】 大型（車長9m以上） 4台

【事業者別内訳】

・北海道中央バス㈱ 4台

②ユニバーサルデザインタクシーの導入

【小樽市合計】 10台

【事業者別内訳】

・㈱ミドリ小型ハイヤー 10台

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和7年度

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	北海道負担 割合	小樽市負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップバスの導入事業	105,200千円	5,600千円	0千円	0千円	99,600千円
	100%	5.3%	0.0%	0.0%	94.7%
ユニバーサルデザインタクシーの導入事業	29,303千円	6,000千円	0千円	0千円	23,303千円
	100%	20.5%	0.0%	0.0%	79.5%

※総事業費については見込み額を記載

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成7年度				令和8年度				令和9年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバスの導入事業				4台 交付決定後着手 ●●								
				2月28日完了								
ユニバーサルデザインタクシーの導入事業				10台 交付決定後着手 ●●								
				2月28日完了								

7. 協議会の開催状況と主な議論

(1) 令和〇年〇月〇日(〇)

令和7年度第〇回小樽市地域公共交通活性化協議会

主な内容 協議事項「生活交通改善事業計画」(案)について、全ての委員から承認の回答を得た。

8. 利用者等の意見の反映

住民及び利用者として参画している当協議会委員からの意見を反映

9. 協議会メンバーの構成員

別添名簿のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 小樽市花園2丁目12番1号

(所 属) 小樽市総合政策部官民連携室

(氏 名) 柳谷 昌和

(電 話) 0134-32-4111 (内線522)

(e-mail) kotsu@city.otaru.lg.jp

小樽市地域公共交通活性化協議会委員名簿

【別添名簿】

(敬称略)

NO	要綱第3条の区分	所属・役職等
1	市長の指名する職員	小樽市副市長
2		小樽市総合政策部長
3		小樽市産業港湾部長
4		小樽市福祉保険部長
5		小樽市生活環境部長
6		小樽市教育委員会教育部長
7	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者	北海道中央バス株式会社 おたもい営業所長
8		ジェイ・アール北海道バス株式会社 バス事業本部営業部乗合グループ課長
9		ニセコバス株式会社 取締役総務部長
10		小樽ハイヤー協会 会長
11		札幌地区バス協会 参与
12	旅客鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社 小樽駅長
13	住民又は地域公共交通の利用者	小樽市総連合町会 会長
14		小樽市老人クラブ連合会 会長
15		社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会 事務局長
16		一般社団法人 小樽観光協会 専務理事
17		小樽商工会議所 運輸・港湾委員長
18		市民
19	国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長の指名する職員	国土交通省北海道運輸局 札幌運輸支局 首席運輸企画専門官
20	国土交通省北海道運輸局鉄道部長の指名する職員	国土交通省北海道運輸局 鉄道部 計画課長
21	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者	北海道地方交通運輸産業 労働組合協議会 副議長
22	学識経験者	北海道科学大学 副学長
23	道路管理者	国土交通省北海道開発局 小樽開発建設部 小樽道路事務所長
24		北海道後志総合振興局 小樽建設管理部 事業室 地域調整課長
25		小樽市建設部 建設事業室長
26	北海道後志総合振興局長の指名する職員	北海道後志総合振興局 地域創生部 地域政策課 新幹線推進室長
27	北海道札幌方面小樽警察署長の指名する職員	北海道警察札幌方面小樽警察署 交通課長

(令和7年6月3日現在)